

児童扶養手当 加算額増額のお知らせ

児童扶養手当法の一部が改正され、8月1日から児童扶養手当の第2子の加算額と第3子以降の加算額が増額されます。



【第2子の加算額】

月額5千円→最大で月額1万円に

【第3子以降の加算額】

月額3千円→最大で月額6千円に

児童扶養手当の月額(平成28年8月以降)

○子どもが1人の場合

全部支給 42,330円

一部支給 42,320円～9,990円

○2人目の加算額

全部支給 10,000円(総額52,330円)

一部支給 9,990円～5,000円

(総額52,310円～14,990円)

○3人目以降の加算額(1人につき)

全部支給 6,000円(総額58,330円)

一部支給 5,990円～3,000円

(総額58,300円～17,990円)

※4人目以降についても、3人目と同様に加算されます。(4人目で全部支給の場合、総額64,330円)

増額の支払月

平成28年8月分から加算される分の増額分は、平成28年8月から同年11月分まで4か月分の支給月である平成28年12月に支払われます。

平成29年4月から物価スライド制が導入されます。

物価の上下に合わせて支給額が変わる『物価スライド制』が、児童扶養手当の加算額にも導入されます。(詳細は導入前に広報かとうでお知らせします)

問い合わせ 福祉部子育て支援課(庁舎1階) ☎43-0408

児童扶養手当の現況届

特別児童扶養手当の所得状況届を提出してください

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方には、世帯の状況や所得を確認するため、現況届の提出をお願いしています。

提出が遅れると、手当を差し止めることがあります。また、提出されなかった場合には、受給資格がなくなることがあります。

児童扶養手当の受給資格者で、『一部支給適用除外届(緑色の用紙)』の提出の案内を受け取っておられる方は、現況届と併せてお届けください。『一部支給適用除外届』の届け出がない場合や、届け出が遅れた場合は、支給額が減額されます。必ずご提出ください。

提出期限 8月31日(水)

提出・問い合わせ

福祉部子育て支援課(庁舎1階) ☎43-0408

児童扶養手当、特別児童扶養手当 8月期振り込みのお知らせ

4月から7月までの間の児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給日は、8月10日(水)です。通帳を記帳して、振り込みをご確認ください。

問い合わせ

福祉部子育て支援課(庁舎1階) ☎43-0408

『介護予防のための楽しい回想法講座』 受講者募集

会話を通して、高齢者お一人おひとりの記憶に働きかける『回想法』は、認知機能の活性化や社会参加のきっかけづくりなどに役立ち、介護予防に最適です。

このたび、回想法の基本知識を学び、体験できる講座を開催します。

みなさまの応募をお待ちしています。



開催日時

○第1回 8月29日(月)

基礎編①『回想法の基礎知識』

○第2回 9月12日(月)

基礎編②『回想法を体験して感じてみよう』

○第3回 9月26日(月)

応用編 『実践報告・楽しい活動のすすめ』

※時間はいずれも13時30分から15時30分までです。

場所

社福祉センター2階レクリエーション室

対象 加東市内在住の方

定員 40人(先着順) 受講料 無料

申込期限 8月25日(木)

申し込み・問い合わせ

福祉部高齢介護課(庁舎1階) ☎43-0440

不育症検査・治療費の助成を始めます

平成28年4月1日以降に不育症(※)の検査・治療を受けた方に対して、治療費を助成します。
※2回以上の流産・死産および早期新生児死亡の既往があることを不育症といいます。

対象者

加東市内に妻の住民登録がある夫婦で、次の①・②のどちらにも該当する方

- ① 医師から不育症であるとの診断を受けている方
- ② 前年の夫婦の所得額合計が730万円未満の方

※助成の対象は、平成28年4月1日以降に受けた不育症の検査・治療の費用です。

助成内容 不育症の検査・治療(保険診療外のもの)

補助の対象になる検査・治療はあらかじめ決まっています。詳しくは健康課にご確認ください。

申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、健康課まで持参してください。必要書類のうち、申請書と不育症治療受診等証明書の様式は、健康課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申請時に持参するもの

- 不育症治療費助成金交付申請書兼請求書(申請書)
- 不育症治療受診等証明書
- 夫婦それぞれの所得額を証明する書類(市町村民税県民税所得課税証明書等)
- 医療機関が発行した領収書(平成28年4月1日以降の診療分)
- 健康保険証
- 印鑑

申請・問い合わせ

市民生活部健康課(庁舎2階)
☎43-0435



予防接種のお知らせ

麻しん風しん混合ワクチンの予防接種はお済みですか。

下記の対象の方は、決められた期間内に接種を受けましょう。

対象

○第1期 1歳児(1歳の誕生日から2歳の誕生日の前日まで)

○第2期 平成22年4月2日から平成23年4月1日生まれのお子さん

※第2期の対象者の接種期間は平成29年3月31日までで、接種期間を過ぎると全額自己負担となります。



風しん(麻しん風しん混合)ワクチン予防接種費を助成しています。

将来生まれてくる赤ちゃんの『先天性風しん症候群』を予防するため、風しん予防接種について、費用の一部を助成しています。

対象 加東市に住民登録がある方のうち、接種日において、①・②のどちらかに該当する方

①平成2年4月1日以前に生まれた男女

②風しんの抗体検査結果が『HI法でHI価16倍以下、EIA法で陰性、判定保留またはEIA価8.0未満』の方

※過去にこの助成を受けられた方は助成対象外です。

※妊娠している方・妊娠している可能性がある方は接種を受けられません。

※予防接種後2か月間は避妊が必要です。

◎助成の申請を済ませてから、接種を受けてください。申請方法等の詳細は健康課までお問い合わせください。

問い合わせ 市民生活部健康課(庁舎2階) ☎43-0435